

京都市上下水道局告示第19号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成18年8月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 委託の相手

右京区梅津糀原町16番地

財団法人京都市水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3 委託する地域

北区

上賀茂六段田町の一部、上賀茂柘谷町、上賀茂北ノ原町、上賀茂前田町の一部、上賀茂津ノ国町の一部、上賀茂毛穴井町の一部、上賀茂大柳町、上賀茂音保瀬町、上賀茂西河原町、上賀茂朝露ヶ原町の一部、上賀茂中嶋河原町、上賀茂中ノ河原町、上賀茂神山の一部

西賀茂北川上町、西賀茂蟹ヶ坂町、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町、西賀茂井ノ口町、西賀茂中島町、西賀茂樋ノ口町、西賀茂北山ノ森町、西賀茂山ノ森町、西賀茂水垣町、西賀茂東柿ノ木町、西賀茂大栗町、西賀茂圓峰の一部

大北山原谷乾町の一部

紫野郷之上町、紫野上柏野町、紫野下柏野町、紫野中柏野町、紫野西土居町

紫野東御所田町の一部，紫野下築山町の一部，紫野東藤ノ森町の一部，紫野西藤ノ森町の一部，紫野北舟岡町の一部，紫野東舟岡町

上京区

瑞光院前町，天神北町，上天神町，下天神町，寺之内竪町の一部，若宮横町，若宮竪町，筋違橋町，新ノ町，北仲之町，仲之町，前之町，東千本町，西千本町，社突抜町，社横町，西若宮北半町，西若宮南半町，竪社北半町，竪社南半町，東若宮町，東社町，中社町，葉師前町，田畑町，扇町

片原町，東柳町，西柳町，末之口町の一部，鳥居前町，馬喰町，老松町，東今小路町の一部，観音寺門前町，紙屋川町，社家長屋町，元観音町，毘沙門町，神明町，突抜町，北町

一色町の一部

竹園町の一部，下清蔵口町，岩栖院町，玄蕃町の一部，繼孝院町，上木下町，大心院町，畠中町，道正町，禪昌院町の一部

4 委託の期間

平成18年8月17日から平成19年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)